

★各町内会活動等による情報及び住民相談の伝達をより迅速に行うため、町内会長と役場を結ぶファクシミリ（73-4811）を設置しております。

★情報の通報及び相談の窓口は…

●役場町民生活部 生活課交通町民相談係(相談110番)

TEL.(0153)73-3111(内線219番)

●中標津町教育相談センター

TEL.(0153)72-1717

●中標津警察署 生活安全課 生活安全係

TEL.(0153)72-0110

中標津警察署では5月10日(金)春の全国交通安全運動・地域安全運動合同出動式が行われました。
中標津地区防犯協会連合会や同署員、同署管内四町の各防犯協会、青色回転灯パトロール隊、中標津地域交通安全活動推進委員協議会など関係者、約150人が参加。
同連合会の小野会長は「全国で悲惨な事故が相次いでいる。この運動を機に気持ちを新たに活動していきたい」と挨拶し、上杉延嗣署長は最近の特殊詐欺と全国的な交通遺族支援活動「ひまわりの絆プロジェクト」について説明をいただきました。その後、愛光幼稚園

夏の交通安全運動

7月11日(木)～20日(土)

「夏の交通安全運動」が始まる

7月11日(木)から20日(土)までの10日間、「夏の交通安全運動」が実施されます。
遠出をする機会も多くなると思われます。無理な運転をせずに、

早めの休息と、ゆとりを持った運転を心がけてください。
また、夜は「車から自分は見えていない」と思うことが大切です。夜と昼の見え方の違いを理解して、安全な歩行・自転車利用を心がけましょう。
そのためには、明るい服装を心がけると共に、夜光反射材を衣類や自転車に取り付け、自分の安全を守りましょう。



見た40人が、合唱を披露した後、上杉署長らを前に「毎日安心して遊べるように見守ってください」と声をそろえて呼びかけました。上杉署長と小野会長から、園児と中標津小学校の代表に昨年町内で花を咲かせたひまわりから採取した種を「ぜひ花を咲かせてください」と渡されました。その後、参加者はパトカーや青色回転灯を点灯させた車両約20台に乗り込み、園児らに見送られ出発、同署管内をパトロールしました。

各種取り組み実施



◎新入学児童ハンドセルカーパー等の啓発品を配布 (4月6日)



◎交通安全祈願祭・町内パレード・街頭啓発実施 (4月5日)



◎各幼稚園・小学校の交通安全教室開催 (4月24日～6月12日)



◎大型店舗前にて、街頭啓発実施 (5月20日)

中標津町交通安全協会の令和元年度定期総会が6月11日(火)トイヨーグランドホテルで行なわれこの日は約37人が出席。
小野会長は挨拶の中で、「全道における交通事故死者数は141人と、前年度に比べ7人減となりました。痛ましい交通事故を抑制するために、全道レベルで推進される『ストップ・ザ・交通事故』をめざせ 安全で安心な北海道」をスローガンとして町民全体が交

通安全の意識を高めるため、関係機関・団体との密接な連携のもと啓蒙活動に力を入れて行きたい」と呼びかけた。議事では、昨年の事業・収支決算報告などの議案を承認、令和元年の活動・計画も承認され今年も、これまでと同様に、各種活動に力を入れ交通安全を呼びかけしていきます。



定期総会開催

中標津町交通安全協会

様々な手口を使った架空請求が横行!!

～平成30年度中標津町消費生活センター受付相談まとめ～



平成30年度 相談受付件数 116件

1	詐欺・詐欺まがい関係 (架空請求・迷惑メールなど)	37件
2	通信販売 (健康食品の定期購入、副業出会い系サイト、 ネットショッピングなど)	21件
3	電話勧誘販売 (光回線転用契約、健康食品など)	11件
4	店舗購入	7件
5	借金・多重債務、金銭問題 (クレジットカード不正利用、ヤミ金など)	5件

※以下、訪問販売、不動産トラブルなどが35件

契約・購入金額及び既支払金額

契約・購入金額	総合計金額	5,600,147円
既支払	総合計金額(相談受付時)	819,986円
消費生活センター相談後の救済金額		1,413,062円

平成30年度中に中標津町消費生活センターへ寄せられた相談は前年度より42件増加しました。最も多かった相談が「詐欺・詐欺まがい関係」次いで「通信販売」、「電話勧誘販売」、「店舗購入」、「借金・金銭問題」の順となっています。「詐欺・詐欺まがい関係」の相談はここ数年、毎年最も多い相談であります。全国的に横行している架空請求は当町においても例外ではなく、特に平成30年度は前年度の倍近く増加しました。架空請求を送る手段も、はがきや封書、スマートフォン・携帯電話へのSMS(ショートメッセージサービス)など多様化しています。通信販売においてはインターネット関係でトラブルになることがとりわけ多く、『買ったものが届かない』、『お金を稼げるという広告を見て契約したが、逆に高額な料金を払う羽目になった』などの相談が増加しました。電話勧誘販売では通信回線に関する相談が多く寄せられました。最近は商品やサービスが複雑な仕組みになっているものも多く、消費者がよく理解できないまま契約に至っているケースが見受けられるので、契約前にしっかりと契約内容を確認することが重要です。また、詐欺的な手口も巧妙化しているため、架空請求か判断がつかず不安に思ったり執拗な請求等のトラブルにあった場合には、すぐに消費生活センターや警察へ相談してください。

7月13日は「飲酒運転根絶の日」です

仕事やレジャー等で行動範囲が広がる季節となり、お酒を飲む機会も増えて来ます。「ビール一杯だから問題ない」、「お酒に強いからこれくらいなら大丈夫」と安易な気持ちで運転したことにより、重大事故につながる事例が少なくありません。お酒を飲んだら絶対に車を運転してはいけません! 運転はもちろんのこと、飲酒した人が運転する車に同乗することも禁じられています! 町民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下に、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に取り組んでいきましょう。

商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル、
多重債務など消費生活に関して困ったときにはいつでも

消費生活センター にご相談ください!

中標津町消費生活センター相談窓口(役場生活課内)
TEL.0153-73-3111(内線222)

●受付時間/10:00～16:00

●休日/土曜・日曜・祝日(年末年始 12/31～1/5)は休み

シートベルト着用率調査結果

4月15日(月) (国道272号)	5月15日(水) (国道272号)	6月17日(月) (国道272号)
運転席着用率	運転席着用率	運転席着用率
100.0%	100.0%	100.0%
助手席着用率	助手席着用率	助手席着用率
100.0%	100.0%	100.0%